

高知県飼料削減技術開発等事業計画認定基準

1 事業計画の審査

審査会の委員は、別紙に基づき審査会当日に事業計画を審査するものとする。

2 事業計画の認定

審査の結果、審査会の委員の評価の合計が60点以下の場合は、当該事業計画を認定しない。

(別紙)

事業計画審査表

申請者名：_____

審査年月日：令和____年____月____日

審査者名：_____

評価項目 (参考) A=5点 B=3点 C=0点 D=-5点	評価
評価項目①：飼料削減技術の開発について ア 飼料使用料の削減率 A これまでの研究成果等が事業計画に明確に示されており、20%以上の削減が十分に見込まれる技術の開発が可能な事業である。 B これまでの研究成果等はないが、20%以上の削減が見込まれる技術の開発が可能な事業である。 C これまでの研究成果等が事業計画に明確に示されているが、20%以上の削減が見込まれる技術の開発が極めて困難な事業である。 D 20%以上の削減が見込まれる技術の開発が不可能な事業である。	
イ 科学的検証 A 大学等の試験研究機関の協力のもと、これまでの研究成果等を踏まえた科学的検証が行われるものである。 B 試験研究機関の協力はないが、グループ内でこれまでの研究成果等を踏まえた科学的検証が行われるものである。 C グループ内で科学的検証を行うこととされているが、これまでの研究成果等がなく、科学的検証は困難である。 D 科学的検証を行うことは不可能な技術である。	
評価項目②：飼料削減技術の普及について ア 普及の可能性 A 県内養殖業者が直ちに取り組むことが可能な技術である。 B 施設整備や養殖施設の改良等が必要であり、県内養殖業者が直ちに取り組むことは困難であるが、将来的には取り組むことが可能な技術である。 C 大規模な設備投資や養殖施設の改良が必要であり、県内養殖業者が取り組むことが極めて困難な技術である。 D 県内養殖業者が取り組むことは不可能な技術である。	
イ 説明会の実施 A 説明会を2回以上開催することとしている。 B 説明会を1回開催することとしている。	